

## スモール・ビジネス育成支援事業補助金交付要綱

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 制 | 定：令和2年3月31日付けしま暮第592号 |
| 改 | 正：令和3年2月8日付け中離振第226号  |
| 改 | 正：令和4年3月28日付け中離振第310号 |
| 改 | 正：令和4年7月4日付け中離振第128号  |
| 改 | 正：令和5年3月20日付け中離振第267号 |
| 改 | 正：令和7年2月17日付け中離振第190号 |

### (趣旨)

第1条 県は、中山間地域における起業や創業、雇用創出を促進するため、中山間地域の自然環境や資源を活用して、6次化等により商品価値を高め、魅力ある商品やサービスを開発し、規模は小さくても外貨を獲得する取組（スモール・ビジネス）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (補助対象及び補助率等)

第2条 補助対象事業、補助基準額、補助率、補助限度額及び対象経費は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (事業実施主体等)

第3条 補助対象事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 中山間地域（島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に定める地域をいう。以下同じ。）に主たる事業所がある法人、団体又は住所がある個人
- (2) 中山間地域をその区域に含む市町村

2 事業実施者は、中山間地域に主たる事業所がある法人、団体又は住所がある個人とする。

### (事業計画書の提出)

第4条 事業実施主体が事業を実施しようとするときは、別に定めるところにより様式第1号による事業計画書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業計画書の提出があったときは、別に定める審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは内定するものとする。

### (交付申請)

第5条 前条第2項の規定による内定を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第2号の交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 申請書の提出の期日は、別に定めるものとする。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当

該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定を行い、様式第3号により補助金の交付申請者にその旨通知するものとする。

（交付決定をしないことができる場合）

第7条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

（申請の取り下げ）

第8条 規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、様式第4号により知事に提出しなければならない。

（事業の着手時期）

第9条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

（変更交付申請）

第10条 補助事業者は、規則第9条第1項に規定された次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第5号により承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業の実施期間の延長
- (4) 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- (5) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (6) その他知事が必要と認める場合

（事業実施報告）

第11条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業の実施状況について様式第6号による報告を求め、又は調査を行うものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第7号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 2 補助事業者は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない

ない。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第11条に規定する通知の様式は、様式第8号とする。

（補助金の支払い）

第14条 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者が概算払により補助金を受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）を提出しなければならない。

（財産処分の制限を受ける機械及び器具）

第15条 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、すべての機械及び器具とする。

- 2 上記について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に規定する財産については、同令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第16条 知事は、第5条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第17条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第11号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（事業計画達成状況報告）

第18条 補助事業者は、事業実施年度から起算して5年間、毎年度、当該年度における達成状況等を、様式第12号により翌年度の5月末までに報告しなければならない。

（事業の期間）

第19条 補助対象事業の実施期間は、原則として1年間を限度とする。

(その他)

第20条 この補助金に関する本要綱に定めるもの以外に必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。